

2021年(令和3年)4月12日(月曜日) (4)



運送業界の健康支援を生きがいに

昨年度はコロナの関係で、定期健康診断を予定通りに受けることができず、従業員の体調チェックが難しかったという事業者も多いのではないでしょか。今年度は、早めにスケジュール調整を行っていただき、結果も踏まえた事後フォローまでを一連で実施してください。

さて今回は、定期健康診断に関連した、国土交通省と厚生労働省の各ガイドラインについてお話しします。

■ 医学的知見に基づく措置とは?

折しも両省とも、すでに施行を見越して定期健康診断(つまり事業主健診)に触れています。まず国土交通省からは、「法定健診の未実施で

生労働省の各ガイドラインについてお話しします。

■ 健康起因事故が生じた場合、

初違反で40日、再違反で80日の車両停止」を、「自動車運送事業者に対する行政処分の基準」の中で追加し、行政処強化に踏み込んでいます。

190 定期健康診断の重要性

■ 厚労省は集団データに着目する。

厚生労働省は、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の中で、「コラボヘルスの推進」(外部の関係者とコラボし、効果的な健康推進を進めていくこと)や、定期健康診断の結果を複数の集団データを比較しながら活用することを勧めています。

■ シュートカットはナビシステム

《全日本トラック協会 SAS 検査受託機関》
NPO 法人 ヘルスケアネットワーク
(OCHIS)

副理事長 作本 貞子

「安全と健康を推進する協議会(両輪会)」代表
国土交通省健康起因事故対策協議会委員

TEL : 06-6965-3666
FAX : 06-6965-5261

東京オフィス TEL : 03-3295-1271

E-mail sakumoto@ochis-net.com
HP <http://sas.ochis-net.jp/>

(次回は5月17日号に掲載)
ご覧ください